

## ○衆議院事務局職員の定員に関する件

(平成十三年三月十五日議長決定)

改正	平一四年	平一五年	平一六年	平一七年	平一八年	平一九年	平二〇年	平二一年	平二二年	平二三年	平二四年	平二五年	平二六年	平二七年
	三月二六日	三月二七日	三月一八日	三月二九日	三月二三日	三月二七日	三月二五日	三月二二日	三月二六日	三月二六日	三月二六日	三月二五日	三月二五日	三月二六日

衆議院事務局職員（事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、千六百十八人とする。

### 附則

本件は、平成十三年三月十五日から施行する。

### 附則（平成二十七年四月十四日）

本件は、平成二十七年四月十四日から施行し、本件による改正後の衆議院事務局職員の定員に関する件の規定は、同月一日から適用する。

### 附則（平成三十一年三月二十六日）

本件は、平成三十一年四月一日から施行する。

## ○衆議院事務局調査局規程

(平成十年一月十二日議長決定)

改正 平一三年 一月三〇日

(調査室及び課の設置等)

第一条 衆議院事務局調査局（以下「調査局」という。）に、その事務を分掌するため、調査室及び課を置く。

2 各調査室及び課の分掌事務並びに職員の配置は、事務総長がこれを定める。

(調査室長)

第二条 各調査室に調査室長を置き、常任委員会専門員をもつてこれに充てる。ただし、事務総長が定める調査室の調査室長は、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。

2 調査室長は、調査局長の命を受け、室務を掌理する。

(首席調査員)

第三条 各調査室に首席調査員一人を置き、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。ただし、特に必要がある場合においては、二人以上を置くことができる。

2 首席調査員は、調査室長を助け、室務を整理する。

(次席調査員)

第四条 調査室には、必要がある場合においては、次席調査員を置くことができる。

2 次席調査員は、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。

3 次席調査員は、首席調査員を助け、室務を整理する。

(総括調整監)

第五条 調査局に総括調整監一人を置き、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。

2 総括調整監は、調査局長を助け、特に命ぜられた事項について調整し、局務を整理する。

(課長)

第六条 課に課長を置き、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。

2 課長は、調査局長の命を受け、課務を掌理する。

(調査員その他の職員)

第七条 調査員その他の職員(次条に規定する客員調査員を除く)は、上司の指揮監督を受け、室務又は課務に従事する。

(客員調査員)

第八条 調査局又は調査室には、特定の事項を調査させ、及び調査員に助言させるため必要がある場合においては、客員調査員を置くことができる。

2 客員調査員は、学識経験のある者のうちから、事務総長が委嘱する。

3 客員調査員は、非常勤とする。

附則

この規程は、平成十年一月十二日から施行する。

附則 (平成十三年一月三十日)

この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

## ○議院法制局法

(昭和二十三年七月五日法律第九十二号)

改正

昭二七年法二四六号 昭三三年法 四三号  
昭三四年法 七〇号 昭四七年法 二二号  
昭五二年法 一七号 平 九年法一二六号

第一条 各議院の法制局に左の職員を置く。

一 法制局長

二 参事

三 前各号に掲げる職員以外の職員

② 各法制局の職員の定員は、その院の議決によつてこれを定める。

第二条 法制局長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。

第三条 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

② 各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員の配置は、法制局長が、これを定める。

第四条 各法制局に法制次長一人を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

② 法制次長は、法制局長を助け、局務を整理し、各部課の事務を監督する。

③ 法制局長に事故があるとき又は法制局長が欠けたときは、法制次長が、法制局長の職務を行う。

第四条の二 各法制局に法制主幹を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。